

令和8年5月28日(木)
厚生労働省青森労働局発表

【照会先】
青森労働局労働基準部健康安全課
課長 竹内 大樹
○課長補佐 小林 忠
(電話)017 734 4113

報道関係者 各位

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」について

～青森県においても熱中症が多発しています～

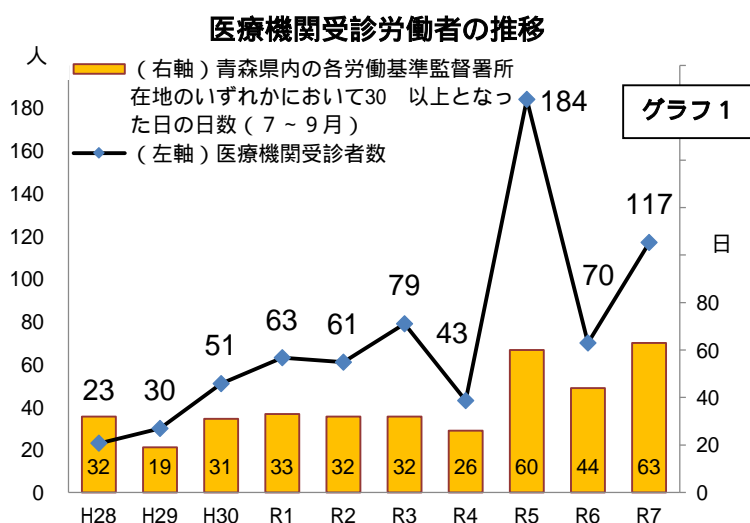
青森労働局(局長 ^{かくいしんいち}角井伸一)は、令和7年における熱中症に係る労働災害発生状況を取りまとめのうえ「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開します。

- 熱中症による医療機関受診労働者数の状況
 - 令和7年の熱中症による医療機関受診労働者数は117人と、令和6年より47人増加したが、**過去10年間で2番目に多かった**。
 - 業種別では、**建設業が44人(37.6%)と最も多く**、製造業、農林業、警備業、商業、畜産業・漁業など**幅広い業種**で発生した。
- STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン
キャンペーン期間は6月～9月、重点取組期間は7月～8月として展開する。

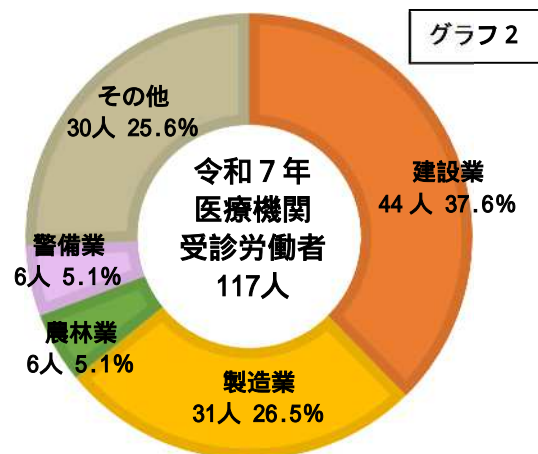
1 熱中症による医療機関受診労働者数の状況

(1) 医療機関受診労働者の推移

令和7年(7月から9月)は、30以上となった日が過去十年間で最も多くなったものの熱中症による医療機関受診労働者数は117人であり、令和6年に比べ47人(67.1%)増加し、過去10年間で2番目に多く発生した。(グラフ1参照)



業種別発生状況



資料出所：療養補償給付たる療養の給付請求書等

気象庁ホーム「各種データ・資料」(<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

(2) 業種別発生状況 (令和7年)

業種別では、建設業が44人(37.6%)、製造業が31人(26.5%)、農林業及び警備業が6人(5.1%)の順に多く発生したが、商業、畜産業・漁業、清掃業・廃棄物処理業、介護施設・保育施設、運送業、通信業、旅館業、警備業など様々な業種で発生した。(グラフ2参照)

(3) 年齢別発生状況 (令和7年)

年齢別では、20歳、40歳台が25人(21.4%)、30歳台が24人(20.5%)、50歳台が19人(16.2%)と、若年から高齢者まで幅広い年齢層で発生した。(グラフ3参照)

(4) 男女別発生状況 (令和7年)

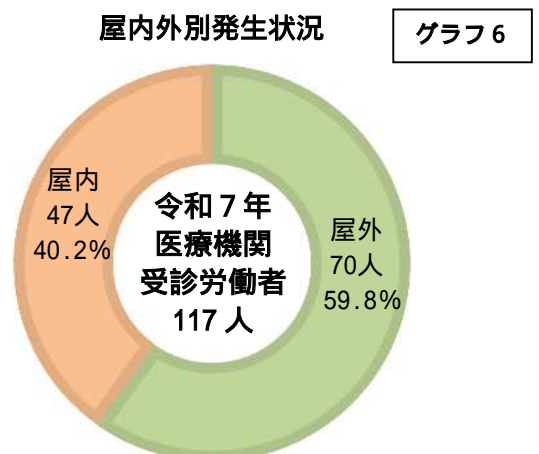
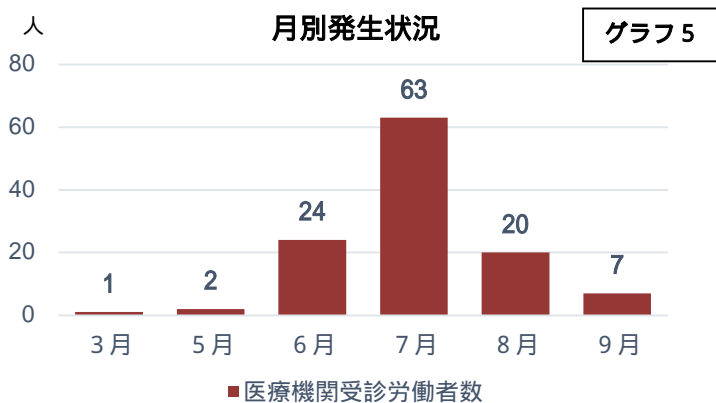
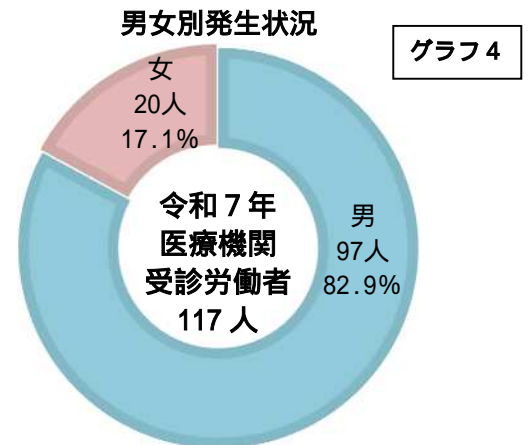
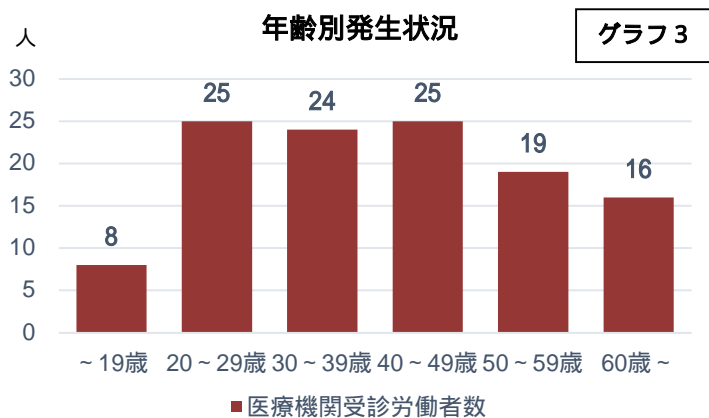
男女別では、男性が97人(82.9%)、女性が20人(17.1%)と、男性が大半を占めた。(グラフ4参照)

(5) 月別発生状況 (令和7年)

月別では、6月に24人(20.5%)、7月に63人(53.8%)、8月に20人(17.1%)、9月に7人(6.0%)と、特に7月に突出して多く発生した。(グラフ5参照)

(6) 屋内外別発生状況 (令和7年)

屋内外別では、屋外が70人(59.8%)、屋内が47人(40.2%)と、屋外に限らず発生した。(グラフ6参照)



2 STOP！熱中症クールワークキャンペーンについて

(1) 青森労働局及び県内の各労働基準監督署における取組

ア 取組の要請

角井労働局長が令和8年5月18日に建設業労働災害防止協会青森県支部を、さらに令和8年5月25日に一般社団法人東北電気保安協会青森支部を訪問し、職場における熱中症を予防するための取組等について要請し、熱中症の重篤化を防止するために改正（令和7年6月1日施行）された労働安全衛生規則の内容や現場における具体的な熱中症対策の状況などについて、意見交換を行った。

また、一般社団法人青森県労働基準協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部、一般社団法人青森県経営者協会、青森県商工会議所連合会など52の団体の代表者に対し、同文書により要請を行った。

角井労働局長(右)から建災防青森県支部 山田支部長(左)へ要請書交付の様子



角井労働局長(右)から東北電気保安協会青森事業本部 山本副本部長(左)へ要請書交付の様子



イ セミナー及び個別の指導

青森労働局では、6月8日に青森産業保健総合支援センターとの共催により「STOP！熱中症クールワークキャンペーン 熱中症セミナー」をアウガで開催する。

また、各労働基準監督署において、個別に事業場等を訪問した際に、熱中症予防対策及び改正労働安全衛生規則について、周知又は指導を行う。

ウ 関係団体と連携した取組

青森労働局及び県内の各労働基準監督署は、関係団体等と連携を図り、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、

暑さ指数(WBGT値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと

糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと
を重点に、対策の徹底が図られるようあらゆる機会を捉えて広く呼びかけ、指導を

行う。

(2)「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の各事業場における重点実施事項

ア 本格的な暑さを迎える6月までにすべきこと

- (ア)労働衛生管理体制の確立
- (イ)暑さ指数(WBGT)の把握の準備
- (ウ)作業計画の策定
- (エ)設備対策の検討
- (オ)休憩場所の確保の検討
- (カ)服装の検討
- (キ)教育研修の実施
- (ク)緊急時の対応の事前確認等

令和7年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「作業手順」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられていること。

イ キャンペーン期間(6月~9月)にすべきこと

- (ア)暑さ指数の把握と評価
- (イ)暑さ指数の低減
- (ウ)休憩場所の整備
- (エ)服装
- (オ)作業時間の短縮
- (カ)プレクーリング
- (キ)水分・塩分の摂取
- (ク)暑熱順化への対応
- (ケ)健康診断結果に基づく対応
- (コ)日常の健康管理
- (サ)作業中の労働者の健康状態の確認
- (シ)異常時の対応

ウ 重点取組期間(7月~8月)にすべきこと

- (ア)暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- (イ)暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- (ウ)水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- (エ)作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- (オ)熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- (カ)体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

労働者向け【職場における熱中症防止対策】ポイント

～現場で実践！自分と仲間を守るために～



上記は生成 AI で作成した熱中症対策のイメージです。(転載できません)